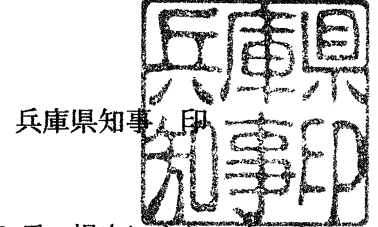


公文書非公開決定通知書

感 第 1 3 3 4 号
令和3年6月10日

柿花 道明 様



令和3年6月8日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書の件名	「新型コロナウイルス（SARS-COV-2）は存在する」と兵庫県が認定するに当たり、その科学的根拠とした論文等、または兵庫県が調査研究した報告書論文等の資料
公開しないこととする理由	公文書の不存在
公開しない理由が消滅する期日等	
事務担当課等	兵庫県健康福祉部感染症等対策室感染症対策課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 電話（078）341-7711番 内線3287
備考	

注 「公開しない理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書を公開しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。